

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年6月25日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 13 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋送風機(A)において、逆止ダンパ固定ネジに弛み(1本)が認められたため、当該固定ネジを増し締め。	D	
2	2号機	移動式炉内計装系Aチャンネルの指示値において、指示値不良(一時的に高め指示)が認められたため、原因調査後対応検討。(他のパラメータに異常なし)	D	
3	2号機	プロセス放射線モニタ系トリチウム補修装置において、同装置用冷凍機(A)が停止する事象が認められたため、原因を調査後対応検討。	D	
4	3号機	タービン建屋ストームドレンサンプ(B)ポンプ(D)出口逆止弁点検時、弁体シートに腐食が認められたため、当該弁体を交換。	D	
5	3号機	試料採取系格納容器サンプルポンプ点検時、同ポンプ用電動機不良(電動機温度及び負荷電流が増加)が認められたため、当該サンプルポンプを交換。	D	
6	4号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン(A)の点検時、接続ナット外し工具(水圧式)に漏れが認められたため、当該工具を補修。	D	
7	4号機	主復水器伝熱管点検時、同伝熱管1本に浸食が認められたため、当該伝熱管に閉止栓を取付。	D	
8	4号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器(A)流量調節弁点検時、マメゲージ3個に指示不良(ひっかかり)が認められたため、当該マメゲージを交換。	D	
9	4号機	タービン駆動給水ポンプ(A)封水ポンプ流量計点検時、同計器用制御電源の不良(電圧が低い)が認められたため、当該制御電源を補修。	D	
10	4号機	主復水器水室入口圧力計点検時、計器入口弁にシートリーク(4弁)が認められたため、当該弁を補修。	D	
11	4号機	主排気ダクト建屋貫通部フレキシブル継ぎ手(ゴム製)において、同継ぎ手の一部剥がれにより、外気を吸い込んでいるのが認められたため、当該継ぎ手を補修。	D	
12	4号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン(A)排気弁点検時、リミットスイッチ用フレキシブル電線管に破損(2本)が認められたため、当該電線管を修理。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	4号機	発電機固定子冷却装置冷却器点検時、同冷却器内部に異物(ゴム状破片)が認められたため、当該異物を回収。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A5 : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ  
電話 0240-25-1353